

# 高額介護合算療養費制度 について。

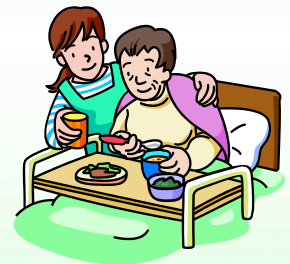
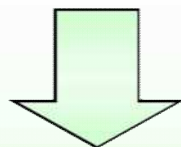
健康保険の被保険者とその被扶養者について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（ ）を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。

～ このように負担が軽減されます ～

(被保険者・被扶養者ともに70歳未満・一般的な所得の場合)

例えば、1年間で、  
一人が医療保険で53万円、もう一人が介護保険で44万円を支払った場合 (年間の負担の合計が97万円)



これからは、  
年間合計で97万円を支払った後、支給の申請をすると、  
基準額(67万円)を超えた金額 (30万円)をお返しします。

基準額は、被保険者・被扶養者の年齢構成や所得区分により異なります。

## 支給要件・支給額

健康保険の被保険者とその被扶養者が、毎年8月1日～翌年7月31日に支払われた医療保険・介護保険の自己負担額の合計額が次の基準額を超える場合<sup>(1)</sup>に、その超えた金額を支給します。

1 その超えた金額が501円以上の場合に限ります。

(70～74歳の方)

高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合	…67万円
・ 以外の場合	…56万円
被保険者が市町村民税非課税の場合	…31万円
のうち、被保険者とその被扶養者全員の所得が一定以下 <sup>年金収入80万円以下等</sup> の場合	…19万円

(70歳未満の方)

被保険者の標準報酬月額が53万円以上の場合	…126万円
・ 以外の場合	…67万円
被保険者が市町村民税非課税の場合	…34万円

## 申請手続きについての留意点

まず、介護保険の窓口へ申請手続きをしていただき、介護保険の自己負担額証明書<sup>の交付を受け、これを添付して申請していただく必要があります。</sup>

具体的な手続きやご不明な点については、下記の窓口までご相談ください。

OKI健康保険組合適用給付課 (03-5443-5437)